

## 3月の税務カレンダー

所得税・消費税 確定

国民健康保険税 第10期

注)長崎市ホームページより



## 育児・介護休業法が改正され、令和7年4月1日から段階的に施行されます

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。

### 1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- ①3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に対し、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付け、また、当該措置の個別の周知・意向確認の義務付け（令和7年10月1日施行）

事業主は、・始業時刻等の変更・テレワーク等・保育施設の設置運営等・養育両立支援休暇の付与・短時間勤務制度の中から2つ以上の措置を選択して講ずる必要があり、労働者はその中から1つ選択して利用することができる

- ②所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、「小学校就学前の子」を養育する労働者に拡大（令和7年4月1日施行）

- ③子の看護休暇を「子の入園（入学）式、卒園式」「感染症に伴う学級閉鎖等」の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を「小学校3年生」まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外できる仕組みを廃止（令和7年4月1日施行）

- ④3歳になるまでの子を養育する労働者に関し、事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に「テレワーク」を追加（令和7年4月1日施行）  
現行の努力義務は「育児目的休暇」と「始業時刻の変更等」（令和7年4月1日施行）

- ⑤妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付け（令和7年10月1日施行）

①で選択した制度（対象措置）に関する事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければならない。

利用を控えさえるような個別周知と意向確認は認められない。

### 2. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等（令和7年4月1日施行）

- ①介護に直面した労働者が申し出た場合に、両立支援制度等に関する情報の個別周知・意向確認を事業主に義務付け  
②介護に直面する前の早い段階（40歳等）の両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付け  
③介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止  
④介護期の働き方について、労働者がテレワークを選択できるように事業主に努力義務

### ＜相続手続きは、カワサキ会計へ相談を！＞

先日、顧問先の父親が亡くなられ、相続税はかからないと判明しましたが、父親名義の不動産（自宅）があり、その自宅を処分したいとの相談が寄せられました。母親はすでに亡く、子供達で相続することとなった訳ですが、実は先祖代々の土地が離島にあり、相続登記をしていないとのことでした。司法書士を通じて調査してもらったところ、相続関係者が多数に上ることが判明しました。司法書士とも協議した結果、一部の土地を除き、相続人にとっては不要な土地ばかりでしたので、不要な土地については財産放棄を行うこととなりました。

カワサキ会計事務所では、相続手続きについて皆様の相談窓口となり、各種手続きの代行等を司法書士とも連携し行っております。気軽にご相談ください。